

## 経営安定関連保証

一般保証とは別枠で2億8,000万円までご利用いただけます。

### 経営安定関連保証4号

「新型コロナウイルス感染症」が自然災害等の突発的事由に指定されました。  
経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

対象者	①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
保証限度額	2億8,000万円 (SN5号と併用可能ですが、同じ枠となります)
資金使途	運転・設備
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	運転の場合 10年以内 設備の場合 15年以内(特別な場合は20年以内)
融資利率	金融機関所定/県緊急経済特別支援資金併用の場合、1.50%
信用保証料率	0.8%

### 経営安定関連保証5号

「新型コロナウイルス感染症」により特に重大な影響が生じている業種が緊急的に追加指定されました。  
経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

対象者	①指定業種に属する事業を行っていること。 ②最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。 ※時限的な緩和措置として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。
保証限度額	2億8,000万円 (SN4号と併用可能ですが、同じ枠となります)
資金使途	運転・設備
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	運転の場合 10年以内 設備の場合 15年以内(特別な場合は20年以内)
融資利率	金融機関所定/県緊急経済特別支援資金併用の場合、1.50%
信用保証料率	0.7%

# 危機関連保証

一般・S N保証とは別枠で2億8,000万円までご利用いただけます。

「新型コロナウイルス感染症」が突発的に生じた大規模な経済危機、災害等に指定されました。その影響により著しい信用収縮が生じている中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

対象者	災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転・設備
返済方法	分割返済
保証期間	10年以内（据置期間は2年以内）
融資利率	金融機関所定／県緊急経済特別支援資金併用の場合、1.50%
信用保証料率	0.8%

# 愛媛県緊急経済対策特別支援保証

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けている中小企業者等への支援が拡充されました。

対象者	①県内に事業所を有し、業歴6か月以上の中小企業者等 ②為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）により、最近1か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの同期の売上高と比較して3%以上減少していること。
保証限度額	運転 5,000万円 借換 8,000万円
返済方法	分割返済
保証期間	運転 7年 借換 10年（据置期間はともに1年以内）
融資利率	1.50%
信用保証料率	年0.35%～1.72%



経営相談窓口も設置しています。

お問い合わせ先

松山事業部 089-931-2118 新居浜支所 0897-33-8282  
今治支所 0898-23-0170 八幡浜支所 0894-22-2003  
宇和島支所 0895-22-6556



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE